

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成20年12月26日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成21年1月22日から同年2月11日まで縦覧に供する。

平成21年1月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
三豊市財田町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）姫の谷上池地区	三豊市財田支所事業課
”	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）姫の谷下池地区	”
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）戸川上地区	”
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）戸川中地区	”
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）戸川下地区	”
”	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）北地上地区	”
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）雉子尾地区	”